

2014.09.01

## 報告書取りまとめ及び今後の検討にあたってのご提案

一般社団法人 EC ネットワーク  
沢田 登志子

これまでの検討会において、消費者契約法に関連する様々な参考事例が収集・提示され、論点項目ごとに整理をしていただきました。

これらの事例が立法事実となり得るか否かの検討は本検討会とは別の場で行われるとしても、本検討会の報告書取りまとめに際しては、次段階の検討に資するよう情報を整理しておく必要があると考えます。

つきましては、各参考事例について、次のような分類を行っては如何でしょうか。

- A. 現行法の下でも無効・取消等の主張が可能な事例  
(例) 79歳の独居老人が800万円で社債を買わされた(弁護士会アンケート事例6)
- B. 現行法でも主張可能だが、条文に改善の余地があることを示す事例  
(例) 9条1号「平均的損害」の立証責任関連
- C. 現行法の要件には必ずしも合致しないが行政規制法に抵触する事例  
(例) ネット上で100%儲かると謳っている情報商材(景品表示法違反)
- D. 現行法の要件には合致せず、行政規制法等にも抵触しない事例  
(例) 「状況の濫用」的なもの

上記分類は一例です。他にもいろいろな分類方法が考えられると思いますが、目的は、立法事実となる可能性のある事例を絞り込み、どのような類型の事例をベースに今後の検討を進めるべきかについて、視点を提供することにあります。

立法事実となり得るのは上記ではBとDと考えられます。Aは除外すべきと考えます。Cは、被害拡大防止の観点から、法執行が重要と考えます。

また、救済が難しい理由が現行法の問題とは別にある(事業者の所在が不明で交渉が成り立たない等)ものは、消契法改正が解決策になるのかどうか、慎重な判断が必要と思います。

インターネットの普及に伴い、消費者が入手可能な情報量は飛躍的に増え、商品知識や法知識において中小零細の事業者を凌駕するケースも見られます。また、ソーシャルメディアを活用し、消費者同士が連携して事業者に対峙するなど、交渉力が逆転している例も珍しくありません。

このような環境変化を踏まえ、具体的な法改正の検討を行う際には、次のような点にご留意いただく必要があると考えます。

1) 正常な取引に悪影響を与えないか

- ・ 事業活動に委縮効果をもたらさないか
- ・ 消費者のわがままや身勝手な要求を正当化する恐れはないか

2) 消費者が自主的・合理的に行動する努力義務（消費者基本法 7 条）に逆行しないか

- ・ 消費者の不注意を救済し過ぎることにならないか

以上、ご検討いただきたく、お願い申し上げます。

また、これら懸念事項につきましては、実務の実態を十分にお聞き取りいただきたく、併せてお願いいたします。